

準備はお早めに

確定申告

■問合せ

税務財政課税務グループ

☎74-3003

確定申告が必要な方

① 営業、不動産所得などがあ
る方で、所得税額が生じる
方

② 年末調整をしていない、ま
たは内容を変更するなど所
得税の精算が必要な方

③ 年末調整済みだが、他に20
万円を超える所得がある方
など

* 税制改正で公的年金等の収
入金額が400万円以下で、

それ以外の各種所得金額が20

万円以下の場合、所得税の
確定申告は不要となりました
が、所得控除（扶養控除や医
療費控除など）を追加する場
合は、住民税の申告が必要と
なりますので注意してくださ
い。

国民健康保険 加入者の方

世帯の総所得が一定額以下

のとき、国民健康保険税が減
額されます。

平成27年分の収入がなかつ
た方、非課税収入（遺族年金、
障害年金など）だけであつた
方は、住民税の申告をしないと
国民健康保険税が減額とな
りませんので、忘れずに申告
しましょう。

必ず印鑑を持参してくださ
い。



申告の際に持参するもの

■ 共通

収入がわかるもの（給与・年金の方は源泉徴収
票の原本＜コピー不可＞）、印鑑

◆ 還付申告の場合申告者名義の預貯金口座がわか
るもの（通帳など）

■ 各種所得控除

▷ 社会保険料控除－健康保険、任意継続、国民
年金、介護保険などの領収書や証明書

▷ 生命、地震保険料控除－生命、地震保険控除
証明書

▷ 障害者控除－障害者手帳など

▷ 配偶者特別控除－配偶者の収入がわかるもの

▷ 医療費控除－病院・薬局の領収書（受診者別、
病院・薬局ごとにまとめてください）

医療費の明細書（領収書を集計し、記入した
もの）、介護保険施設などが発行する医療費
控除対象分の「利用料領収証」

● 窓口での明細書作成は時間がかかり混雑しま
すので、事前にご自身で作成するなど、ご協
力をお願いします。

◆ 医療費控除について

前年中に、自己または生計を一にする親族の
医療費を支払った場合、その合計額が10万円か
総所得金額などの5%のいずれか低い額を超え
た額が「医療費控除額」となります。

● 保険金や高額療養費などで補てんされた金額
は、支払った医療費から除きます。

● 医療費控除は所得控除のひとつであり、医療
費そのものを返すものではありません。